

香川県出先機関事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和6年3月29日

香川県知事 池田豊人

香川県規則第20号

香川県出先機関事務決裁規則の一部を改正する規則
香川県出先機関事務決裁規則（昭和44年香川県規則第5号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前					
別表1（第2条、第6条関係） 出先機関及び代決者				別表1（第2条、第6条関係） 出先機関及び代決者					
出先機関名		代決者		出先機関名		代決者			
		第1順位	第2順位			第1順位	第2順位		
略				略					
環境森林部	香川県環境保健研究センター	<u>次長</u>	<u>主管課長</u>	環境森林部	香川県環境保健研究センター	<u>調査、研究、試験及び検査に関する事務については次長、その他の事務については総務企画課長</u>	<u>調査、研究、試験及び検査に関する事務については、あらかじめ所長が指定する研究主幹</u>		
	略				略				
略				略					
農政水産部	略			農政水産部	略				
	香川県畜産試験場	次長	<u>主管課長</u>		香川県畜産試験場	次長	<u>試験研究、調査指導及び改良普及に関する事務についてはあらかじめ場長が指定する研究主幹、その他の事務については総務課長</u>		
	略				略				
	香川県水産試験場	<u>主管課長</u>			香川県水産試験場	<u>副場長</u>			
土木部	香川県長尾土木事務所	次長	<u>主管課長（五名ダム再開発事業に係る事務については、五名ダム再開発事務所長）</u>	土木部	香川県長尾土木事務所	次長	主管課長		
	略				略				
備考 略				備考 略					
別表2（第3条、第4条関係） 出先機関共通決裁事項				別表2（第3条、第4条関係） 出先機関共通決裁事項					
関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分		関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等				所長等	課長等
1 一般関係事務	(1)～(20) 略				1 一般関係事務	(1)～(20) 略			
	(21) 所掌事務に係る証明並びに台帳等の謄本及び抄本の交付をすること。					(21) 所掌事務に係る証明並びに台帳等の謄本及び抄本の交付をすること。	○	○	

	(ア) (イ)以外のもの	○	○	
	(イ) 軽易なもの	○		○
	(22)～(24) 略			
	備考 略			
2 服務関係事務	(1)～(3) 略			
	(4) 所属の職員の職務に専念する義務を免除すること（香川県事務決裁規程（昭和44年香川県訓令第2号）別表1の2の項事項の欄(7)及び別表3総務部人事課の表3の項事項の欄(4)(イ)に掲げるものを除く。）。	略		
	(5)～(13) 略			
3～6 略				
7 財務関係事務	(1)～(26) 略			
	(27) 職員住宅の借入れを決定し、借入れの条件を変更し、又は借入契約を解除すること。	○	○	
	備考 1 所の場合に限る。ただし、(7)の事項については所以外の出先機関の長に、(5)及び(7)の事項については次に掲げる研究所、センター及び支所の長に、(19)の事項については小豆総合事務所長及び土木事務所長に、(27)の事項については東京事務所長及び大阪事務所長について適用する。 (1)～(5) 略 2～4 略			

	(22)～(24) 略			
	備考 略			
2 服務関係事務	(1)～(3) 略			
	(4) 所属の職員の職務に専念する義務を免除すること（香川県事務決裁規程（昭和44年香川県訓令第2号）別表1の2の項事項の欄(7)及び別表3総務部人事・行革課の表3の項事項の欄(4)(イ)に掲げるものを除く。）。	略		
	(5)～(13) 略			
3～6 略				
7 財務関係事務	(1)～(26) 略			
	備考 1 所の場合に限る。ただし、(7)の事項については所以外の出先機関の長に、(5)及び(7)の事項については次に掲げる研究所、センター及び支所の長に、(19)の事項については小豆総合事務所長及び土木事務所長について適用する。 (1)～(5) 略 2～4 略			

別表3（第3条、第4条関係）

小豆総合事務所の個別決裁事項

課名	関係事務	事項	所長等 委任	決裁区分		
				所長等	次長	課長等
総務課	1 土地改良法関係事務法…土地改良法規…土地改良法施行細則	(1)～(3) 略				
		(4) 土地改良区の解散又は組織変更を認可すること。（法67条2項、76条の5第2項、76条の13第3項、76条の16）	略			
		(5)～(13) 略				
		(14) 公告を行うこと（(1)、(5)及び(9)の届出並びに(3)、(4)及び(7)の認可に係るものに限る。）。（法8条6項、18条18項、30条3項、48条9項・11項、67条3項、76条の5第3項、76条の16、	略			

別表3（第3条、第4条関係）

小豆総合事務所の個別決裁事項

課名	関係事務	事項	所長等 委任	決裁区分		
				所長等	次長	課長等
総務課	1 土地改良法関係事務法…土地改良法規…土地改良法施行細則	(1)～(3) 略				
		(4) 土地改良区の解散を認可すること。（法67条2項）	略			
		(5)～(13) 略				
		(14) 公告を行うこと（(1)、(5)及び(9)の届出並びに(3)、(4)及び(7)の認可に係るものに限る。）。（法8条6項、18条18項、30条3項、48条9項・11項、67条3項、95条3項・4項、95条の2第	略			

		95条3項・4項、95条の2第3項、113条の3第2項)			
	2～その他 略				
略					
用地管理課	1～14 略				
	15 建築基準法関係事務法…建築基準法政…建築基準法施行令条…建築基準法施行条例	(1)～(15) 略 (16) 建築物の大規模の修繕又は大規模の様替について、敷地と道路との関係の特例を認めること。(政137条の12第6項) (17) 建築物の大規模の修繕又は大規模の様替について、道路内の建築制限の特例を認めること。(政137条の12第7項) (18)・(19) 略		○	
	16～19 略				
	20 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係事務法…建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律省…建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則	(1)～(5) 略 (6) 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等の状況に関し報告を求めること。(法37条) (7) 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に従ってエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等を行っていない認定建築主に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずること。(法38条) (8)～(10) 略	略		
	21～25 略				

		3項、113条の3第2項)			
	2～その他 略				
略					
用地管理課	1～14 略				
	15 建築基準法関係事務法…建築基準法政…建築基準法施行令条…建築基準法施行条例	(1)～(15) 略 (16)・(17) 略			
	16～19 略				
	20 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係事務法…建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律省…建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則	(1)～(5) 略 (6) 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の状況に関し報告を求めること。(法37条) (7) 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に従ってエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等を行っていない認定建築主に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずること。(法38条) (8)～(10) 略	略		
	21～25 略				

別表4 (第3条、第4条関係)
小豆総合事務所以外の出先機関の個別決裁事項
1～4 略

別表4 (第3条、第4条関係)
小豆総合事務所以外の出先機関の個別決裁事項
1～4 略

5 県税事務所

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1 地方税法関係 事務（特別法人 事業税及び特別 法人事業譲与税 に関する法律に 係る事務を含む。） 法…地方税法 政…地方税法施 行令 条…香川県税条 例 規…香川県税条 例施行規則	(1)～(5) 略	略		
	(6) 滞納者の財産について、金融機関等に照会すること。（法68条6項、71条の19第6項、71条の40第6項、71条の60第6項、72条の68第6項、73条の36第6項、74条の27第6項、94条6項、144条の51第6項、175条6項、177条の21第6項、200条6項、700条の66第6項、739条の5第1項、国税徴収法141条3号）			
	(7)～(38) 略			
2～7 略				

6～9 略

10 保健所

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1 略				
2 特定疾患医療 関係事務	(1) 特定疾患医療受給者に係る登録内容の変更をすること（香川県指定難病専門審査員の意見を聴取する必要がない場合に限る。）。	略		
3～7 略				
8 精神保健及び 精神障害者福祉 に関する法律関 係事務 法…精神保健及 び精神障害 者福祉に関 する法律	(1) 精神障害者又はその疑いのある者を知った者から精神保健指定医の診察及び必要な保護についての申請を受けること。（法22条1項）（東讃保健所にあつては高松市のうち香川県高松西警察署の管轄区域を除く区域を、中讃保健所にあつては高松市のうち香川県高松西警察署の管轄区域を含む。以下この関係事務において同じ。）	略		
	(2)～(13) 略			
9～33 略				

11 子ども女性相談センター

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等

5 県税事務所

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1 地方税法関係 事務（特別法人 事業税及び特別 法人事業譲与税 に関する法律に 係る事務を含む。） 法…地方税法 政…地方税法施 行令 条…香川県税条 例 規…香川県税条 例施行規則	(1)～(5) 略	略		
	(6) 滞納者の財産について、金融機関等に照会すること。（法48条1項、68条6項、71条の19第6項、71条の40第6項、71条の60第6項、72条の68第6項、73条の36第6項、74条の27第6項、94条6項、144条の51第6項、175条6項、177条の21第6項、200条6項、700条の66第6項、国税徴収法141条3号）			
	(7)～(38) 略			
2～7 略				

6～9 略

10 保健所

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1 略				
2 特定疾患医療 関係事務	(1) 特定疾患医療受給者に係る登録内容の変更をすること（香川県指定難病専門審査会の意見を聴取する必要がない場合に限る。）。	略		
3～7 略				
8 精神保健及び 精神障害者福祉 に関する法律関 係事務 法…精神保健及 び精神障害 者福祉に関 する法律	(1) 精神障害者又はその疑いのある者を知った者から精神保健指定医の診察及び必要な保護についての申請を受けること。（法22条1項）（東讃保健所にあつては、高松市の区域を含む。以下この関係事務において同じ。）	略		
	(2)～(13) 略			
9～33 略				

11 子ども女性相談センター

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等

1 児童福祉法関係事務 法…児童福祉法 政…児童福祉法 施行令 省①…児童福祉 法施行規則 省②…里親が行 う養育に 関する最 低基準	(1)～(18) 略	略
	(19) 児童自立生活援助等を行い、又は児童自立生活援助を行うことを委託すること。(法33条の6第1項)	
	(20)～(24) 略	略
	(25) 児童自立生活援助の実施が必要である児童等と認めること。(政1条の2第2項)	
(26)～(33) 略		
2 略		

1 児童福祉法関係事務 法…児童福祉法 政…児童福祉法 施行令 省①…児童福祉 法施行規則 省②…里親が行 う養育に 関する最 低基準	(1)～(18) 略	略
	(19) 児童自立生活援助等を行い、又は児童自立生活援助を行うことを委託すること。(法33条の6第1項・6項)	
	(20)～(24) 略	略
	(25) 児童自立生活援助の実施が必要である児童等と認めること。(政1条2項)	
(26)～(33) 略		
2 略		

12 子ども女性相談センター西部子ども相談センター

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1 児童福祉法関係事務 法…児童福祉法 政…児童福祉法 施行令 省①…児童福祉 法施行規則 省②…里親が行 う養育に 関する最 低基準	(1)～(18) 略	略		
	(19) 児童自立生活援助等を行い、又は児童自立生活援助を行うことを委託すること。(法33条の6第1項)			
	(20)～(23) 略	略		
	(24) 児童自立生活援助の実施が必要である児童等と認めること。(政1条の2第2項)			
(25)～(32) 略				
2 略				

12 子ども女性相談センター西部子ども相談センター

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1 児童福祉法関係事務 法…児童福祉法 政…児童福祉法 施行令 省①…児童福祉 法施行規則 省②…里親が行 う養育に 関する最 低基準	(1)～(18) 略	略		
	(19) 児童自立生活援助等を行い、又は児童自立生活援助を行うことを委託すること。(法33条の6第1項・6項)			
	(20)～(23) 略	略		
	(24) 児童自立生活援助の実施が必要である児童等と認めること。(政1条2項)			
(25)～(32) 略				
2 略				

13 略

13 略

14 精神保健福祉センター

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律関係事務 法…精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 政…精神保健及	(1) 精神科病院の管理者から医療保護入院等の届出及び措置入院等の定期報告を受けること。(法33条9項、38条の2)	略		
	(2)～(6) 略			

14 精神保健福祉センター

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律関係事務 法…精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 政…精神保健及	(1) 精神科病院の管理者から医療保護入院等の届出及び措置入院等の定期報告を受けること。(法33条7項、38条の2)	略		
	(2)～(6) 略			

び精神障害者福祉に関する法律施行令	
2 略	

15～28 略

29 土地改良事務所

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
略				
2 土地改良法関係事務（香川用水土地改良区に係る事務を除く。） 法…土地改良法 条…香川県土地改良施設の管理に関する条例 規…土地改良法施行細則	(1)～(9) 略			
	(10) 土地改良区の解散又は組織変更を認可すること。（法67条2項、76条の5第2項、76条の13第3項、76条の16）	略		
	(11)～(26) 略			
	(27) 公告を行うこと（(2)、(11)及び(16)の届出、(4)、(10)及び(14)の認可並びに(7)の決定に係るものに限る。） （法8条6項、18条18項、30条3項、48条9項・11項、52条の2第4項、53条の4第2項、54条4項、67条3項、76条の5第3項、76条の16、95条3項・4項、95条の2第3項、113条の3第2項）	略		
3～7 略				

30 略

31 土木事務所

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1～18 略				
19 建築基準法関係事務（高松土木事務所管内を除く。） 法…建築基準法 政…建築基準法施行令 条…建築基準法施行条例	(1)～(15) 略			
	(16) 建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替について、敷地と道路との関係の特例を認めること。（政137条の12第6項）		○	
	(17) 建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替について、道路内の建築制限の特例を認めること。（政137条の12第7項）		○	
(18)・(19) 略				

び精神障害者福祉に関する法律施行令	
2 略	

15～28 略

29 土地改良事務所

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
略				
2 土地改良法関係事務（香川用水土地改良区に係る事務を除く。） 法…土地改良法 条…香川県土地改良施設の管理に関する条例 規…土地改良法施行細則	(1)～(9) 略			
	(10) 土地改良区の解散を認可すること。（法第67条2項）	略		
	(11)～(26) 略			
	(27) 公告を行うこと（(2)、(11)及び(16)の届出、(4)、(10)及び(14)の認可並びに(7)の決定に係るものに限る。） （法8条6項、18条18項、30条3項、48条9項・11項、52条の2第4項、53条の4第2項、54条4項、67条3項、95条3項・4項、95条の2第3項、113条の3第2項）	略		
3～7 略				

30 略

31 土木事務所

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1～18 略				
19 建築基準法関係事務（高松土木事務所管内を除く。） 法…建築基準法 政…建築基準法施行令 条…建築基準法施行条例	(1)～(15) 略			
	(16) 建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替について、敷地と道路との関係の特例を認めること。（政137条の12第6項）		○	
	(17) 建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替について、道路内の建築制限の特例を認めること。（政137条の12第7項）		○	
(16)・(17) 略				

20～23 略		
24 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係事務</u> (高松土木事務所管内を除く。) 法… <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> 省… <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則</u>	(1)～(5) 略	
	(6) 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の <u>一層の向上</u> のための建築物の新築等の状況に関し報告を求めること。(法37条)	略
	(7) 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に従ってエネルギー消費性能の <u>一層の向上</u> のための建築物の新築等を行っていない認定建築主に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずること。(法38条)	略
	(8)～(10) 略	
25・26 略		

32 略

20～23 略		
24 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係事務</u> (高松土木事務所管内を除く。) 法… <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> 省… <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則</u>	(1)～(5) 略	
	(6) 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の状況に関し報告を求めること。(法37条)	略
	(7) 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に従ってエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等を行っていない認定建築主に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずること。(法38条)	略
	(8)～(10) 略	
25・26 略		

32 略

附 則
この規則は、令和6年4月1日から施行する。